

遊漁船業安全対策強化支援事業

国等の補助を活用して行う遊漁船への安全設備の導入に対し、県が上乗せで支援します

対象になる方

島根県から遊漁船業者の登録を受けている者のうち、次の要件をすべて満たすもの

- (1) 水産庁事業※1又は日本財団事業※2を活用し、補助金の額が確定していること
- (2) 直近1年以内に、遊漁船業法※3の違反がなく、かつ、遊漁船業の登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止処分を受けていないこと

※1 水産業競争力強化緊急事業のうち遊漁船安全設備導入支援事業

※2 遊漁船の安全・安心確保推進事業 ※3 遊漁船業の適正化に関する法律

対象の経費

水産庁事業又は日本財団事業の実施に係る経費

(業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等、浸水警報装置・排水設備の導入)

※各事業の詳細は、ホームページ等でご確認ください

水産庁事業



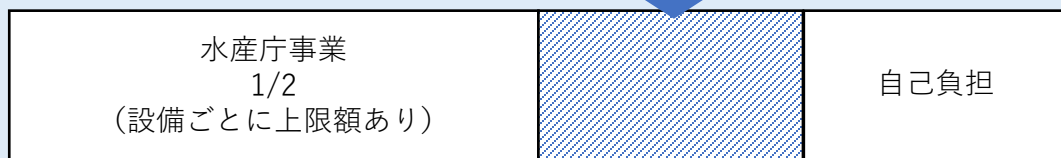
日本財団事業



補助率

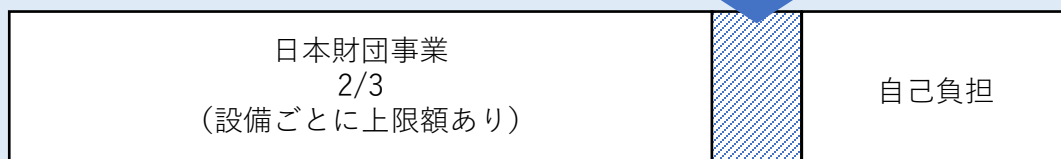
水産庁事業を活用した場合

補助対象経費



日本財団事業を活用した場合

補助対象経費

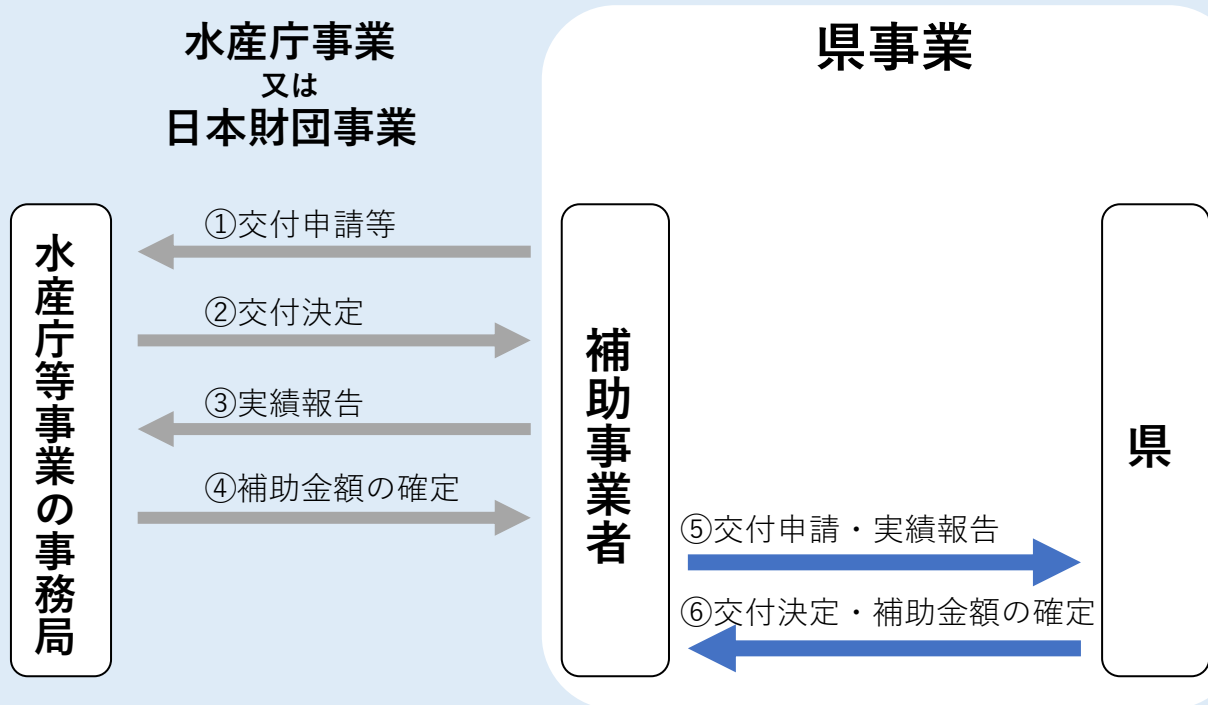


公募期間

令和8年7月17日(金)～令和9年2月26日(金)

※ 予算が無くなり次第終了します

手続きの流れ



提出書類

- ✓ 交付申請書兼実績報告書
 - ✓ 通帳の写し等（振込先口座の確認用）
 - ✓ 実績報告書等の写し
 - ✓ 導入した設備の納品写真の写し
 - ✓ 補助金の額の確定通知の写し
- 水産庁事業又は日本財団事業の
関係書類

お問い合わせ

事業者の営業所の所在地	連絡先
東部地域	東部農林水産振興センター水産課 ☎：0852-32-5700
西部地域	西部農林水産振興センター水産課 ☎：0855-29-5632
隠岐地域	隠岐支庁農林水産局水産課 ☎：08512-2-9669



←詳しくは、島根県水産課の
ホームページをご覧ください

島根県農林水産部水産課